

鎌ヶ谷市企業誘致促進条例
(平成30年4月1日施行)に係る
各種申請事務の手引き

鎌ヶ谷市総務企画部
企画財政課企業誘致推進室

— 目 次 —

はじめに	P 1
注意事項等	P 2
1. 新たに進出しようとする企業の皆さまへ	
（1）指定企業の指定を受けるには	P 3
（2）指定企業が事業を開始したときには	P 4
（3）企業立地奨励金の交付申請をするには	P 4
（4）企業立地奨励金の交付請求をするには	P 4
（5）指定事項等に変更が生じたときには	P 5
（6）事業を休止・廃止したときには	P 5
（7）地位の承継をしようとするときには	P 5
2. 用地を提供して頂ける所有者の皆さまへ	
（1）指定企業誘致協力者の指定を受けるには	P 6
（2）企業誘致協力金の交付申請をするには	P 6
（3）企業誘致協力金の交付請求をするには	P 7
（4）指定事項等に変更が生じたときには	P 7
（5）地位の承継をしようとするときには	P 7
3. 各種申請書・届け出書の書式	
○指定企業指定申請書（第1号様式）	P 8
○事業施設概要書（別紙）	P 9
○指定企業誘致協力者指定申請書（第2号様式）	P 10
○企業立地奨励金交付申請書（第9号様式）	P 11
○企業誘致協力金交付申請書（第10号様式）	P 12
○奨励金等交付請求書（第15号様式）	P 13
○事業開始届（第16号様式）	P 14
○指定内容等変更申請書（第17号様式）	P 15
○事業休止・廃止届（第20号様式）	P 16
○地位承継申請書（第22号様式）	P 17
◇指定から企業立地奨励金の交付までの流れ（フロー図）	P 18
◇指定から企業誘致協力金の交付までの流れ（フロー図）	P 19

はじめに

このたび制定しました「鎌ヶ谷市企業誘致促進条例」は、市内の既存商工業の振興に加え本市産業の活性化に資する企業等を誘致することで、雇用や消費の拡大を図るとともに、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

また、市民の視点に立った企業誘致を推進するため、企業を選定する前提として、「市民生活や地域環境を悪化させない企業」、「市民の暮らしに役立つ企業」、「税収に貢献可能な企業」の三点を基本方針に掲げました。

これら基本方針に基づいた企業誘致を推進し、進出企業が地域の新たな力となって地域づくりに貢献していただくことで、地域社会の一員として地域住民との有機的な関係が築かれ、ともに繁栄してゆく企業として、末永く定着していただくことを願っています。

従いまして、本市が誘致を求める企業等が進出を決定した場合の助成制度として、『企業立地奨励金』を設けました。

また、工業団地がなく、企業に提供可能な公共用地も限られている本市で企業誘致を推進するためには、地権者の皆さまが所有する土地や建物を進出企業のために売買または賃貸していただくといった、地権者の方々のご協力なくしては実現し得ないものであります。

従いまして、ご協力をいただける地権者の方々のご厚意に応えるための助成制度として、千葉県内初の『企業誘致協力金』を設けました。

この手引きを参考として、企業誘致に係る各種申請手続きを適正かつ円滑に行っていただくようお願いいたします。

平成30年4月

鎌ヶ谷市

◇注意事項等

1. 関係書類は、全て自筆により黒ボールペンで正確に記入してください。
2. 添付書類は、交付後3カ月以内のものをすべて取り揃えて提出してください。
3. 見積書類は、申請者の宛名、有効期限及び見積書の印のあるものを添付してください。
4. 申請や届け出に伴い提出を頂いた各種書類は、審査等の結果で不指定や不承認となった場合も返却はいたしません。

◇提出部数

1. 指定企業及び指定企業誘致協力者としての指定を受けるための申請書類（第1号様式及び第2号様式）並びに企業立地奨励金及び企業誘致協力金の交付を受けるための申請書類（第9号様式及び第10号様式）は、原本1部、副本8部の計9部を作成したうえで、指定された期間内に必ず提出してください。
2. 上記以外の各種申請書及び届け出書類は、原本1部を提出してください。

◇提出場所

〒273-0195

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号

鎌ケ谷市役所総務企画部企画財政課企業誘致推進室（市役所本庁舎3階）

◇問い合わせ

関係書類の記載等に関してご不明な点やご質問がありましたら、直接窓口にお越しいただくか、お電話にてお問い合わせください。

鎌ケ谷市役所総務企画部企画財政課企業誘致推進室

電話 047-445-0658（直通）

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時00分（正午～午後1時00分を除く）

新たに進出しようとする企業の皆さまへ

鎌ケ谷市へ新たに進出を検討している企業等で、鎌ケ谷市企業誘致促進条例（以下「条例」という。）第8条に規定する指定企業としての要件を全て満たした場合、『企業立地奨励金』の交付を受けることができます。

ただし、事前に条例第7条及び鎌ケ谷市企業誘致促進条例施行規則（以下「規則」という。）第6条の規定に基づき申請し、条例第16条に定める企業誘致審査委員会の調査審議を経て、『指定企業』として指定を受けることが必要です。

1. 指定企業の指定を受けるには

条例第7条第1項及び規則第6条第1項の規定に基づき、指定企業指定申請書（第1号様式）に、規則第6条第1項に掲げる次の関係書類を添付して、**指定に係る事業の開始予定日の90日前までに提出してください。**

○添付書類

- (1) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）の写し
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 事業計画書
- (4) 事業施設の位置及び配置を示す図面
- (5) 事業施設の建設計画書、建設計画を示す図面及び工事請負契約の額が分かる書類
- (6) 事業施設の売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は登記事項証明書
- (7) 投下固定資産額の予定額（内訳を含む）が分かる書類
- (8) 事業施設において採用を予定する常用雇用者の氏名、生年月日、住所、採用予定年月日及び雇用保険番号が分かる書類
- (9) 過去3年分の決算書（連結決算を有する企業にあつては、当該連結決算書を含み、個人にあつては、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号の確定申告書）の写し

(10) 過去3年分の固定資産税等及び法人市民税（個人にあっては、個人市民税）の納税証明書の写し

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2. 指定企業が事業を開始したときには _____

条例第10条及び規則第13条の規定に基づき、指定企業が事業施設において事業を開始したときは、事業開始届（第16号様式）により、当該事業を開始した日から14日以内に届け出てください。

3. 企業立地奨励金の交付申請をするには _____

企業立地奨励金の交付申請は、条例第9条第1項及び規則第10条の規定に基づき、指定企業としての指定を受けた日以降、当該事業施設に係る固定資産税等を完納した年度の翌年度の8月末日までに、企業立地奨励金交付申請書（第9号様式）に、次の関係書類を添付して提出してください。また、この申請期限までに当該事業施設における法人市民税の申告納付も完了している場合には、併せて申請してください。

なお、法人市民税については、各企業の決算期により申告納付の時期が異なることから、同時に申請することができない場合は、単独で申請してください。

○添付書類

- (1) 前年度の固定資産税、都市計画税及び法人市民税の納税証明書の写し
- (2) 投下固定資産額を証する書類
- (3) 当該事業施設の常用雇用者に係る雇用保険証の写し
- (4) そのほか、市長が必要と認める書類

4. 企業立地奨励金の交付請求をするには _____

条例第9条第3項の規定に基づき、規則第11条第1項による企業立地奨励金交付決定通知書（第11号様式）の通知を受けた指定企業は、通知を受けた日の翌日から30日以内に、規則第12条に規定する奨励金等交付請求書（第15号様式）を提出してください。

5. 指定事項等に変更が生じたときには _____

条例第11条第1項各号に規定する要件の変更（①条例第7条による申請の内容②条例第8条による指定の要件）が生じたときは、当該事由が発生した日から14日以内に、規則第14条第1項に規定する指定内容等変更申請書（第17号様式）に変更の事実を証する書類を添えて提出してください。

6. 事業を休止・廃止したときには _____

条例第11条第3項に規定する事業の休止や廃止をしたときは、規則第14条第3項に規定する事業休止・廃止届（第20号様式）により、速やかに提出してください。

7. 地位の承継をしようとするときには _____

合併や営業譲渡、相続その他の事由により、地位を承継しようとする場合は、条例第13条及び規則第16条第1項の規定に基づき、地位承継申請書（第22号様式）に、承継の事実を証する書類を添えて提出してください。

用地を提供して頂ける所有者の皆さまへ

鎌ヶ谷市へ新たに進出する企業等に対し、お持ちの物件を企業へ売却若しくは賃貸した所有者の方で、条例第8条に規定する指定企業誘致協力者としての要件を全て満たした場合、『企業誘致協力金』の交付を受けることができます。

ただし、事前に条例第7条及び規則第6条の規定に基づき申請し、条例第16条に定める企業誘致審査委員会の調査審議を経て、『指定企業誘致協力者』として指定を受けることが必要です。

1. 指定企業誘致協力者の指定を受けるには

条例第7条第2項及び規則第6条第2項の規定に基づき、指定企業誘致協力者指定申請書（第2号様式）に、規則第6条第2項に掲げる次の関係書類を添付して、指定企業が指定に係る事業を開始する予定日の90日前までに提出してください。

○添付書類

- (1) 法人の登記事項証明書（個人にあっては、住民票）の写し
- (2) 事業施設の売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は登記事項証明書
- (3) 過去3年分の固定資産税等及び法人市民税（個人にあっては、個人市民税）の納税証明書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2. 企業誘致協力金の交付申請をするには

企業誘致協力金の交付申請は、条例第9条第1項及び規則第10条の規定に基づき、指定企業誘致協力者としての指定を受けた日以降、初めて賦課された固定資産税等を完納した年度の翌年度の8月末日までに、企業誘致協力金交付申請書（第10号様式）に次の関係書類を添付して提出してください。

○添付書類

- (1) 前年度の固定資産税及び都市計画税の納税証明書の写し
- (2) そのほか、市長が必要と認める書類

3. 企業誘致協力金の交付請求をするには _____

条例第9条第3項の規定に基づき、規則第11条第1項による企業誘致協力金交付決定通知書（第12号様式）の通知を受けた指定企業誘致協力者は、通知を受けた日の翌日から30日以内に、規則第12条に規定する奨励金等交付請求書（第15号様式）を提出してください。

4. 指定事項等に変更が生じたときには _____

条例第11条第1項各号に規定する要件の変更（①条例第7条による申請内容②条例第8条による指定の要件）が生じたときは、当該事由が発生した日から14日以内に、規則第14条第1項に規定する指定内容等変更申請書（第17号様式）に、変更の事実を証する書類を添えて提出してください。

5. 地位の承継をしようとするときには _____

合併や営業譲渡、相続その他の事由により、地位を承継しようとする場合は、条例第13条及び規則第16条第1項の規定に基づき、地位承継申請書（第22号様式）に、承継の事実を証する書類を添えて提出してください。

別 記

第 1 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

鎌ヶ谷市長

様

申請者 所在地
名 称
代 表 者

指定企業指定申請書

指定企業の指定を受けたいので、鎌ヶ谷市企業誘致促進条例第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業施設の所在地	鎌ヶ谷市		
事業施設の名称			
担当者氏名		担当者電話番号	
担当者 F A X 番号		担当者メールアドレス	
指定の種類	新設・増設	業 種	
事業分野		事業用地の面積	m ²
事業施設の取得額 又は賃借料	所有する建物 円	賃借する建物 円/年	
	所有する償却資産 円	賃借する償却資産 円/年	
常用雇用者数(予定)	人	雇用者総数	人
事業開始予定年月日	年	月	日
事業施設の事業年度	月	日から	月 日まで
事業施設の概要	別紙事業施設概要書のとおり		
税情報等調査同意書 指定を受けるにあたり、固定資産税等・法人市民税の課税納付状況を調査することについて、同意します。 代表者			

事業施設概要書

事業施設の種類（工場、研究所、店舗等）				
附属施設の種類（倉庫、事業所、駐車場等）				
事業施設の規模	土地	取得又は賃貸借面積	所有地・賃借地 m^2	
		取得又は賃貸借金額	所有地・賃借地 円	
	建 物	面 積	建築面積 m^2 、区分所有面積 m^2	m^2
			延床面積 m^2 、賃貸面積 m^2	m^2
	店舗面積（商業）	m^2		
	事業所面積（事務所）	m^2		
	構 造	造	階建	

《事業施設を建設する場合》

工事請負契約書	年 月 日		
工事請負業者	市 外・市 内 業者名：		
工事予定期間	着手	年 月 日	完了 年 月 日
登 記 日	土地	年 月 日	家屋 年 月 日
土 地 所 有 者			
土地所有者住所			

《事業施設を購入する場合》

建物売買契約書	年 月 日		
登 記 日	土地	年 月 日	家屋 年 月 日
土 地 所 有 者			
土地所有者住所			

《事業施設を賃借する場合》

建物賃貸借契約書	年 月 日		
土 地 所 有 者			
土地所有者住所			
家 屋 所 有 者			
家屋所有者住所			

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

指定企業誘致協力者指定申請書

指定企業誘致協力者の指定を受けたいので、鎌ヶ谷市企業誘致促進条例第7条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業用地又は事業用建物の所在地			
事業用地又は事業用建物の名称			
事業用地の面積	m ²		
氏名（担当者氏名）		電話番号	
F A X 番 号		メールアドレス	
賃貸先の企業の名称			
賃貸料（年額・月額）	事業用地	円	事業用建物 円
賃貸する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
契約更新の条件等			
（建物を賃貸する場合） 事業用建物の概要			
税情報等調査同意書 指定を受けるにあたり、固定資産税等の課税納付状況を調査することについて、同意します。 氏名			

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者 所在地
名 称
代 表 者

企業立地奨励金交付申請書

下記のとおり 年度の企業立地奨励金の交付を受けたいので、鎌ヶ谷市企業誘致促進条例第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|-----------|----------|-----|
| 1 指 定 番 号 | 鎌ヶ谷市指定企業 | 第 号 |
| 2 申 請 額 | | 円 |
| | (内訳) | |
| | 固定資産税相当額 | 円 |
| | 都市計画税相当額 | 円 |
| | 法人市民税相当額 | 円 |

第10号様式（第10条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

企業誘致協力金交付申請書

下記のとおり企業誘致協力金の交付を受けたいので、鎌ヶ谷市企業誘致促進
条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 指 定 番 号 鎌ヶ谷市指定企業誘致協力者 第 号

2 申 請 額 円

（内訳）

固定資産税相当額 円

都市計画税相当額 円

第15号様式（第12条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者 所在地
 名称
 代表者

奨励金等交付請求書

企業立地奨励金 ・ 企業誘致協力金 について、鎌ヶ谷市企業誘致促進条例施行規則第12条の規定により、企業立地奨励金 ・ 企業誘致協力金 の交付を請求します。

記

1 交付請求額 円（ 年目）

2 振込先

指 定 口 座	金 融 機 関 名		金融機関コード				支 店 名				店舗コード									
	預金種目	口座番号（右詰め）	口座名義（カタカナで記入してください。）																	
1 普通																				
2 当座																				

第16号様式（第13条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長

様

指定企業 所在地
名称
代表者

事業開始届

鎌ヶ谷市企業誘致促進条例第7条第1項の規定により指定を受けた事業施設において、下記のとおり事業を開始したので、鎌ヶ谷市企業誘致促進条例第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 指 定 番 号 鎌ヶ谷市指定企業 第 号
- 2 対象施設の名称
- 3 所 在 地 鎌ヶ谷市
- 4 事業開始年月日 年 月 日

第17号様式（第14条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者 所在地
名称
代表者

指定内容等変更申請書

指定を受けた事項について、下記のとおり変更が生じたので、鎌ヶ谷市企業誘致促進条例第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 指定番号 鎌ヶ谷市 指定企業 第 号
指定企業誘致協力者

2 変更内容
変更した事項

変更前

変更後

3 変更の理由

4 変更予定年月日 年 月 日

第20号様式（第14条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

申請者 所在地
名 称
代 表 者

事業休止・廃止届

鎌ヶ谷市企業誘致促進条例第7条第1項の規定により指定企業の指定を受けた事業を 休止 ・ 廃止 したので、鎌ヶ谷市企業誘致促進条例第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 指 定 番 号 鎌ヶ谷市指定企業 第 号
- 2 休止・廃止年月日 年 月 日
- 3 休止・廃止の理由
- 4 奨励金等受領額 円
(内訳) 年度分 円
年度分 円
年度分 円
年度分 円
年度分 円

第22号様式（第16条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長

様

(承継) 申請者 所在地
名 称
代 表 者

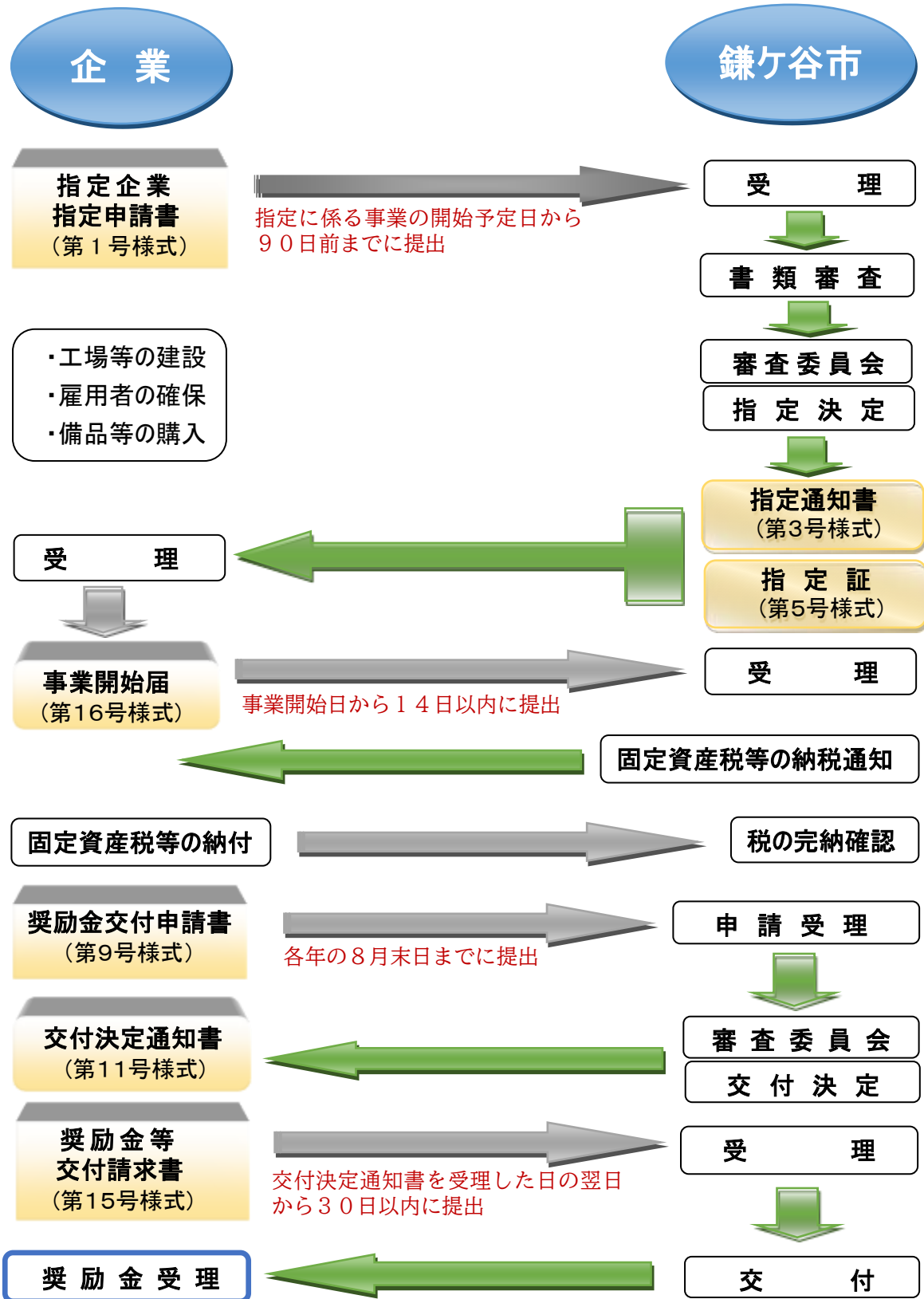
地位承継申請書

年 月 日付けで指定された 指定企業 ・ 指定企業誘致協力者の地位を承継したいので、鎌ヶ谷市企業誘致促進条例第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業施設の所在地
- 2 事業施設の名称
- 3 承継の内容
- 4 指 定 番 号 鎌ヶ谷市 指定企業 第 号
指定企業誘致協力者
- 5 承継年月日（予定） 年 月 日
- 6 承 継 理 由

指定から企業立地奨励金交付までの流れ



指定から企業誘致協力金交付までの流れ

